平成 31 年 3 月農業委員会総会議事録

平成31年3月25日午後4時00分、平成31年3月農業委員会総会をホテルニューキャッスル「麗峰の間」に招集する。

出席委員 24 名

1 番	前田	優考	委員	2 番	須藤	秀人	委員	3 番	町田	功	委員
4 番	山本	修平	委員	5 番	三上	悦治	委員	6 番	進藤	司	委員
7 番	佐藤	剛郎	委員	8 番	山内	知人	委員	9 番	成田	繁則	委員
10 番	石岡	千鶴子	委員	11 番	岩谷	裕子	委員	12 番	相馬	司幸	委員
13 番	小嶋	勇成	委員	14 番	木村	芳文	委員	15 番	伊藤	公正	委員
16 番	小林	政貴	委員	17 番	佐藤	耕一	委員	18 番	鳴海	忠三郎	委員
19 番	木村	司	委員	20 番	三上	幸雄	委員	21 番	奥元	勝義	委員
23 番	櫻庭	潤	委員	24 番	白濱	不二男	委員	26 番	棟方	健	委員

欠席委員 1 名

25 番 外﨑 眞司 委員

出席事務局 9 名

事 務 局 長	赤石 仁	事務局次長	三上 勇造
事務局次長補佐	小堀 正也	事務局主幹兼農地係長	佐藤 祝幸
事務局主幹兼農政係長	髙橋 貢	岩木分室長	佐藤 久明
相馬分室長	蒔苗 篤	事務局総括主査	小林 明子
事務局主査	田澤 磨美		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

議案第 18 号 農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 19 号 農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第 20 号 農地転用許可に係る意見について
議案第 21 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請に係る意見について
議案第 22 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 23 号 農用地利用集積計画策定の要請について
議案第 24 号 農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第 25 号 別段の面積の設定の必要性について

報告第 7 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 8 号 農地法第 3 条の許可取消について
報告第 9 号 市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第 10 号 農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開始時刻 15 時 59 分］

事務局次長　会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。
ただいまから平成 31 年 3 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。議席番号 25 番　外﨑眞司委員の 1 名であります。ただいまの出席者数は 24 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。3 番 町田功委員、4 番 山本修平委員、5 番 三上悦治委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の小林明子総括主査を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。
それでは、次第の 4、議事に入ります。

議　　長　議案第 18 号「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」及び議案第 19 号「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」は、一部関連がありますので、一括で審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 18 号及び第 19 号を一括審議いたします。事務局より説明を求めます。

事務局次長　まず、議案第 18 号から説明いたします。議案第 18 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 8,129 ㎡、畑 12 件 67,266 ㎡、合計 13 件 75,395 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 12 件 104,361 ㎡、畑 16 件 181,375.86 ㎡、合計 28 件 285,736.86 ㎡ であります。
次に、21 ページの議案第 19 号であります。議案第 19 号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑 1 件 1,953 ㎡、使用収益権関係が、畑 3 件 66.126 ㎡ であります。
なお、関連がある申請は、15 ページ及び 16 ページの議案第 18 号、使用収益権関係、受付番号 230 番から 232 番の地上権設定と 24 ページの議案第 19 号、受付番号 18 番から 20 番の営農型太陽光発電設備に関する案件でありますが、この申請も含めて、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明

事務局次長　は省略いたします。以上であります。

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る3月13日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。

当日の調査委員は、白濱不二男副委員長、佐藤耕一副委員長、岩谷裕子委員、石岡千鶴子委員、それに私、町田であります。

農地法第3条許可申請の新規就農1件及び営農型太陽光発電設備の設置に係る3条地上権設定及び5条農地転用の申請について事情聴取を行いました。まず、3条申請について、使用収益権関係、受付番号230番から232番を除いて報告します。7ページをお開きください。所有権関係、受付番号140番及び14ページ、使用収益権関係、受付番号227番について申し上げます。申請人は農家出身であり、実家のりんご農家の手伝いを行っておりましたが、姉が高齢となった事から、農地を譲り受けるに至ったと申し述べておりました。申請地ではりんご、じゃがいも、枝豆等を営農すると申しており、農作業経験があり、農機具等も備わっていることから、技術力等、特に問題ないと考えました。

このほかの申請を含め、申請書を審査し、調査会で検討した結果、すべての申請において、議案書記載のとおり、農地法第3条第2項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第2条第3項も含め、許可要件を全て満たしており、許可相当であると考えられました。

次に、農地法第5条申請について報告します。はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。23ページをお開きください。所有権関係受付番号41番は、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「農用地利用計画において指定された用途に供する施設」であることから転用可能となるものであります。24ページをご覧ください。受付番号18番から20番は、営農型太陽光発電設備の設置のための申請で、3年前に転用許可を受けた一時転用の期間満了に伴い、同様の内容で事業継続のための許可申請をするものです。申請地では、機械室1棟、電柱1本及びパネルの支柱1,330本分の接地部分に係る、3年間の一時転用となります。農地区分は農用地区域内農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する場合」であることから、周辺農地に支障がない限り、転用可能となるものであります。

なお、これまでの作付農作物の状況ですが、当初申請の営農計画では、ワラビ、みょうが、畑ワサビを作付する計画でしたが、許可後に工事計画の変更があり、作付時期が遅れたため、3年目までは収穫はなしとなっております。また畑ワサビの生育がよくなかったことから、今回の申請では、ワラビ、みょうが、ウドを作付すると申し述べており、みょうがは今年から収穫できるということであります。農作業に当たっては、機械等での作業をおこなう空間は確保しており、発電設備設置による作物への影響は概ねないことを確認できていることから、事業の継続が適当であると考え、許可相当であると考えられました。

なお、先ほど申し上げた受付番号18番から20番の営農型太陽光発電設備に係る農地転用に関連して、申請のあった15ページから16ページの農地法第3条、使用収益権関係受付番号230番から232番の地上権の設定については、周辺農地の営農者に同意を得ていることや、これまでの事業の継続でもあることから、周辺農地への支障はないと考えられ、許可相当と判断しました。以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

山本修平委員	〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉 （山本修平委員退席）
議　　長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 7 ページ、議案第 18 号所有権関係受付番号 141 番について御審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	議案第 18 号所有権関係受付番号 141 番については、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。 （な　し）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 18 号所有権関係受付番号 141 番については、許可することに決定いたします。 山本委員の着席をお願いします。 （山本修平委員着席）
議　　長	それでは、議案第 18 号のうち、所有権関係受付番号 141 番を除く申請及び議案第 19 号について御審議願います。　御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	議案第 18 号のうち、所有権関係受付番号 141 番を除く申請及び議案第 19 号については、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 18 号のうち、所有権関係受付番号 141 番を除く申請については許可することとし、議案第 19 号については、許可相当の意見を付すことに決定いたします。 なお、議案第 18 号使用収益権関係、受付番号 230 番から 232 番については、県知事許可である議案第 19 号、使用収益権関係、受付番号 18 番から 20 番と同日の権利設定となるよう許可することとします。 次に、議案第 20 号を議題といたします。議案第 20 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	議案第 20 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。 今会議に提出されました件数と面積は、畑 2 件 4,731.23 ㎡ であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議　　長	調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。27 ページをお開きください。受付番号 20 番及び 21 番は、営農型太陽光発電設備の設置のための申請で、20 番は電柱 1 本とパネルの支柱 120 本の接地部分に係る、10 年間の一時転用申請であり、21 番はその設置工事のための申請で、4 ケ月間の一時転用となります。農地区分は農用地区域内農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供する場合」であることから、周辺農地に支障がない限り、転用可能となるものであります。

発電設備下部では、ワラビ、ミョウガ、ナラタケを作付けすると申し述べており、農作業に当たっては、機械等での作業を行う空間は確保しております。また、作物の品質や、収穫量の見込みを聞き取りした結果、発電設備設置による作物への影響は概ねないことを確認しております。また許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 20 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 20 号は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 20 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 21 号を議題といたします。議案第 21 号は「農地転用許可後の事業計画変更承認申請に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 21 号は、「農地転用許可後の事業計画変更承認申請に係る意見について」であります。提案理由は、「農地法関係事務処理要領」第四の規定に基づき、変更承認申請書の提出のあった農地転用事業計画について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、田が 1 件で、変更後の面積が 8,489 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。　以上であります。

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　30 ページをお開きください。議案書にある変更後の申請土地の一部については、先月の総会において、その農地転用が許可相当である旨の意見を決定したところですが、意見決定をした土地に隣接し、昨年 10 月に転用許可を受けた同目的の転用事業が未完了であることから、昨年、転用許可を受けた事業計画の変更承認が必要となるものであります。調査会で検討した結果、変更前の転用事業の未完了

調査委員長　が、事業者の故意又は重大な過失によるものとは認められず、また、変更後の転用事業についても、変更承認後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められました。以上申し上げたことから、事業計画の変更については承認相当と考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 21 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 21 号は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 21 号は承認相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 22 号を議題といたします。議案第 22 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 22 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 3 件 9,921 ㎡、畑 14 件 82,719 ㎡、合計 17 件 92,640 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 5 件 39,100 ㎡、畑 2 件 31,899 ㎡、合計 7 件 70,999 ㎡であります。　なお、内容につきましては、農用地利用調整会議が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　農地流動化推進委員長に農用地利用調整会議の報告をお願いします。

推進委員長　議案第 22 号で提案されております、農用地利用集積計画については、去る 3 月 11 日、奥元勝義副委員長と、岩谷裕子委員と私、鳴海と事務局職員の出席のもとで、農用地利用調整会議を開催しておりますので、その結果を報告します。

基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であること、また、所有権関係については、農地移動適正化あっせん譲受け等 候補者名簿に登録されていることから、全てについて、要件を満たしておりました。さらに、利用権の設定等を受けようとする土地及び、受け手申出者が現に耕作している農用地の位置など、利用条件を検討した結果、農用地の利用の集積並びに、受け手申出者の農業経営の改善、安定に資するものと認められました。38 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 153 番及び 40 ページ使用収益権関係、受付番号 155 番から 156 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。41 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 157 番から 160 番については、農地中間管理事業の実施のため、あおもり農林業支援センターへの貸借の計画案となります。

推進委員長　以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　それでは、議案第22号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第22号は、報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第22号は、報告のとおり決定いたします。

「次に、議案第23号を議題といたします。議案第23号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第23号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第15条第1項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対して要請したいので、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田1件2,170㎡、畑8件23,169.47㎡、その他1,999㎡、合計9件27,338.47㎡であります。また、使用収益権関係は、田2件12,727㎡、畑1件6,654㎡、合計3件19,381㎡であります。今回提出されました12件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第18条第3項各号にかかげる要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買9件、賃貸借3件が整ったものであります。なお、49ページ使用収益権関係、受付番号17番は、利用調整にあたって農地中間管理事業の実施が必要であると認められたことから、あおもり農林業支援センターの同意を得て、調整が図られたものであり、いずれも利用集積計画を定めるよう市長に要請することが適当であると認められるものであります。以上であります。

伊藤公正委員　〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉

（伊藤公正委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に45ページ所有権関係、受付番号72番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　所有権関係、受付番号72番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第23号のうち、所有権関係、受付番号72番については、原案のとおり要請することに決定いたします。

議　　長　　伊藤委員の着席をお願いします。

（伊藤公正委員着席）

議　　長　　それでは、議案第 23 号のうち、所有権関係、受付番号 72 番を除く申請について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 23 号のうち、所有権関係、受付番号 72 番を除く申請については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 23 号のうち、所有権関係、受付番号 72 番を除く申請については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第 24 号を議題といたします。議案第 24 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 24 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、田 3 件 34,611 ㎡、畑 1 件 14,929 ㎡、合計 4 件 49,540 ㎡であります。なお、内容につきましては、農用地利用調整会議が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　農地流動化推進委員長に農用地利用調整会議の報告をお願いします。

推進委員長　　今回提出されました 4 件につきましては、先の議案第 22 号で決定されました利用集積計画のうち 41 ページの使用収益権関係、受付番号 157 番以降の 4 件及び議案第 23 号で要請が決定されました 49 ページの使用収益権関係、受付番号 17 番において、農地中間管理機構であるあおもり農林業支援センターが借り受ける農地について、農地中間管理事業規程に定める決定方法に従って、担い手に貸し付けられるものであり、議案書記載のとおり、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるものであり、配分計画案は適当と認められました。以上、報告いたします。

議　　長　　それでは、議案第 24 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 24 号については、報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 24 号については、計画案に異議がないものと決定いたします。

次に、議案第 25 号を議題といたします。議案第 25 号は、「別段の面積の設定の必要性について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 25 号は、「別段の面積の設定の必要性について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積の設定の必要性について、本会の審議を求めるものであります。
農地法の下限面積、いわゆる 5 反歩要件については、農林水産省令で定める基準に従い、農業委員会が５０アール未満の別段の面積を定めることができることになっておりますので、その必要性について審議するものであります。なお、詳細につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　56 ページをお開きください。農地法施行規則第 17 条第 1 項に定める基準について申し上げます。　2015 年農林業センサスでは、当市全体の 40 アール未満の農家戸数は、全農業戸数の 16.56％で、規則に定める 40％を下回っており、農地法施行規則第 17 条第 1 項に定める別段面積を設定できる基準に該当しておりません。ただ、地区別に見てみますと堀越地区が 44.0％であることから、堀越地区に 40 アールの別段面積を設定すべきか否かについて検討しました。検討の結果、堀越地区と同様に水稲を主作とする営農形態である豊田・和徳地区が設定できる基準に該当しないため引き下げできないこと、また、仮に堀越地区に限定して 10 アールだけ引き下げることについては、市全体からみても必要性はないものと考えられました。
次に、57 ページをお開きください。農地法施行規則第 17 条第 2 項に定める基準について申し上げます。規則によりますと、遊休農地が相当程度存在する場合は、先ほど申し上げた基準を適用せずに別段面積を設定できることから、このことについても検討しました。農林業センサスでは、当市の農地面積に占める耕作放棄地の割合は 7.0％で、青森県の 13.8％を大きく下回っております。一方で、平成 30 年度の利用状況調査の結果によれば、遊休農地面積は、6,493 アール減少していることから、農地法施行規則第 17 条第 2 項の基準にも該当しないと考えられます。以上のことから、現時点では、別段の面積は設定しないことが妥当であると判断いたしました。以上、報告します。

議　　長　それでは、議案第 25 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 25 号は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 25 号は、「別段の面積を設定しない」ことに決定いたします。

次に、報告事項に入ります。報告第 7 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　報告第 7 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田 3 件 29,999 ㎡、畑 14 件 236,789 ㎡、合計 17 件 266,788 ㎡ であります。なお、届出理由につきましては 61 ページ、受付番号 129 番から 63 ページ、受付番号 145 番までの届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第7号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第8号「農地法第3条の許可取消について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第8号は、「農地法第3条の許可取消について」であります。農地法第3条第1項の規定に基づく許可が取消されたので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田1件8,982㎡畑4,169㎡、合計1件13,151㎡であります。　なお、取消理由につきましては、67ページに記載のとおり譲受人の都合となっており、当事者連名による許可取消願が提出されたものです。以上であります。

議　　長　　報告第8号について、ご質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第9号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第9号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第3条第2項及び第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、4条関係が、畑2件　1,373㎡、5条関係は、畑1件 383㎡　であります。なお、届出理由につきましては、71ページ及び72ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第9号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第10号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第10号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。
農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約の通知書を受理したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田25件97,237㎡、畑4件25,698㎡、合計29件122,935㎡であります。なお、解約理由につきましては、75ページから78ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第10号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了16時44分］